

行を求め、その行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乘する率になります。

- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料83,554円を控除した残額470,446円に2.042%を乗じた金額9,606円(470,446円×2.042%、1円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収する税額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

「扶養親族等の
数 2 人」の欄

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人			
	前 月 の 社 会 保 険							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0.000 %	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満		
2.042	68	79	94	243	133	269		
4.084	79	252	243	282	269	312		
6.126	252	300	282	338	312	369		
8.168	300	334	338	365	369	393		

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の
給与等の金額203,803円
が含まれる行

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人(退職者)から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)(課税退職所得金額)を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)となります。

また、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

(注) 1 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」は19ページに、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」は20ページにそれぞれ掲載しています。

2 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合の課税退職所得金額については、19ページの「課税退職所得金額の算式の表」を参照してください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例(退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合)

(設例1)

イ 勤続期間	昭和60年10月1日就職～平成27年3月31日退職
ロ 退職手当等の金額	1,700万円
ハ 退職の理由	定年退職

〔税額の計算〕

- 勤続年数は29年6か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。
- 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- 退職手当等の金額1,700万円から退職所得控除額1,500万円を控除し、控除後の残額200万円を2分の1して課税退職所得金額100万円を求めます。

$$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

- 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した51,050円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

$$(100\text{万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050\text{円}$$

(源泉徴収のための退職所得控除額の表)

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24年	10,800	11,800
25年	11,500	12,500
26年	12,200	13,200
27年	12,900	13,900
28年	13,600	14,600
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700

(退職所得の源泉徴収税額の速算表)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	((A)×10% - 97,500円)×102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	((A)×20% - 427,500円)×102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	((A)×23% - 636,000円)×102.1%

〔設例2〕

- イ 役員勤続期間 平成23年6月24日役員就任～平成27年6月26日役員退任
 ロ 退職手当等の金額 800万円
 ハ 退職の理由 一般退職

〔税額の計算〕

- 役員等勤続年数は4年3日ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は5年となります。役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは特定役員退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等800万円は特定役員退職手当等になります。
- 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- 特定役員退職手当等の収入金額800万円から退職所得控除額200万円を控除した残額600万円が課税退職所得金額になります。

※ 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得控除額を控除した残額を2分の1しません。

- 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した788,722円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

$$(6,000,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\% = 788,722.5\text{円} \Rightarrow 788,722\text{円} \text{ (1円未満端数切捨て)}$$